

製品安全データシート

【製造者情報】

会社名 山善製薬株式会社
住所 大阪市中央区道修町2丁目2番4号
担当部門 山善製薬株式会社 滋賀工場
電話番号 (0748) 36-7121
FAX番号 (0748) 36-6519

整理番号 3012

作成 2003年 8月

【製品名】 燃料用アルコール**【組成、成分情報】**

単一製品・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : 燃料用アルコール
成分及び含有量 : 本品100mL中
・メタノール 70%
・イソプロパノール 30%

【危険有害性の分類】

分類の名称 : 引火性液体、急性毒性物質
危険性 : 揮発性の可燃性液体で、引火しやすく、また空気と混合して爆発性混合ガスを作りやすい。
有害性 : 中程度の急性毒性があり、蒸気に長時間さらされると視神経障害や、腎臓、肝臓障害を起こす。液に繰り返し触れると、乾性、リン状性及び亀裂性皮膚炎を起こす。

【応急措置】

眼に入った場合 : 直ちに多量の水で15分間以上洗眼し、医師の診察を受ける。
皮膚に触れた場合 : 直ちに汚染された衣服や靴を脱ぎ、接触部を多量の水又は石鹸水で十分に洗浄し、医師の診察を受ける。
吸入した場合 : 直ちに新鮮な空気のある場所に移し、保温、安静に努め、医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合 : 直ちに水を飲ませて吐かせ、医師の診察を受ける。但し、被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

【火災時の措置】

消火方法 : ・小規模火災には水、粉末(ドライケミカル)、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
・大規模火災には耐アルコール泡(アルコフォーム)及び水噴霧を用いる。
棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
・周辺火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、周囲に散水して冷却する。
・消火作業の際には必ず適切な保護具を着用する。
消火剤 : 水(噴霧)、粉末(ドライケミカル)、炭酸ガス、乾燥砂、耐アルコール泡(アルコフォーム)

【漏出時の措置】

・風下の人を退避させる。漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。作業の際には必ず適切な保護具を着用する。風下で作業をしない。
・漏出液が少量の場合は、多量の水を用い、十分に希釈して洗い流す。
・多量の場合は、土砂、ウエス等で流れを止め、できるだけ回収する。残分は多量の水を用い、十分に希釈して洗い流す。
・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

【取り扱い及び保管上の注意】

取り扱い : ・引火しやすく、又その蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけない。
・常温で容器上部空間の蒸気濃度が爆発範囲に入っているため、取り扱いに注意する。
・できるだけ眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護眼鏡、保護手袋を着用する。
・蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つよう努める。
・静電気対策を行い、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いる。
・取り扱い後は手洗い、洗顔を十分に行う。作業衣等に付着した場合は着替える。
・給油取り扱い所で取り扱う場合は、関係法令(平成6年政令第37号、平成6年自治省令第5号)通達(平成6年3月25日消防危第28号)等によること。
保管 : ・直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。
・ボイラー等熱源のある場所を避け、通風をよくする。換気の悪い場所や低所には貯蔵しない。
・貯蔵場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地する。

【有害性情報】

刺激性：

- ・皮膚への刺激は比較的弱いですが、液に繰り返し触れると、乾性、りん状性及び亀裂性皮膚炎を起こす。
- ・高濃度蒸気は眼、喉、呼吸器系粘膜を刺激するが、作用は比較的弱く、一時的なことが多い。

急性毒性：

- ・1,000ppm で1時間作用すると、頭痛、眼の刺激及び疲労感を生じたと報告されている。
- ・蒸気暴露では、50,000ppm・1～2時間で死亡すると言われている。

慢性毒性：

- ・200ppmを越えるメタノール蒸気に長時間さらされていると、視神経障害或は多発性神経炎を生ずる。視神経症状としては、視野障害、眼痛、中心視野欠損等で失明を来すことがある。中枢神経系症状としては、頭痛、悪心、めまい、意識喪失が現れる。又、メタノール中毒は代謝酸性症を起こし、激しい中毒は腎臓及び肝臓の障害を引き起こす。
- ・気中濃度が200ppm以下であれば、産業現場における中毒はほとんど起こらない。

がん原性：データなし

【環境影響情報】

蓄積性、魚毒性その他についてのデータなし

【廃棄上の注意】

燃 焼 法：珪そう土等に吸収させ、開放型の燃焼炉で焼却するか、または焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。
燃焼法以外：燃焼法以外では、活性汚泥法で処理する。

容器の廃棄：容器を廃棄する場合は特に注意し、容器の中をよく水洗いし、廃棄する。

【輸送上の注意】

1．陸上輸送

消防法（第4類 アルコール類）（危険等級 2）

容器：危険物の規制に関する規則別表第3の2に定められた、金属製ドラム（最大容積250ℓ）、金属製容器（最大容積60ℓ）、プラスチック容器（最大容積10ℓ）等を使用する。

（注）容器は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認する。

容器表示：アルコール類、危険等級 2、水溶性、火気厳禁

積載方法：

- ・運搬時の積み重ね高さは、3m以下にする。
- ・運搬に際しては容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

混載禁止：1）第1類及び第6類の危険物
2）高圧ガス

2．海上輸送

船舶安全法（危規則第3条、告示別表第5による）

個品運送（危険物・中引火点引火性液体類）（容器等級2）

容器：告示別表第5に定める小型容器2、中型容器又は大型金属容器を使用する。

（注）容器は、（財）日本舶用品検定協会の検査を受けたUNマーク表示容器又は、国際海上危険物規定採択国の法令に適合することを示す表示のなされている容器を使用する。

容器表示：正標札 H 副標札 i
品名及び国連番号（国際航海に限る）

積載方法：B.1

3．航空輸送

航空法（施行規則第194条、告示別表第3による）

（引火性液体）（等級2）

容器：告示別表第3に定める小型容器1（許容容量1ℓ）又は小型容器2（許容容量60ℓ）を使用する。

（注）容器は、（財）日本舶用品検定協会の検査を受けたUNマーク表示容器又は、国際民間航空条約採択国の法令に適合することを示す表示のなされている容器を使用する。

容器表示：正ラベル G 副ラベル g
品名、国連番号、荷送人及び荷受人の名称、住所

隔離要件：火薬類（隔離区分がSのものを除く）、酸化性物質、有機過酸化物と隔離する。

記載内容の問合せ先

山善製薬株式会社

大阪市中央区道修町2丁目2番4号

担当部門 山善製薬株式会社 学術室

電話番号 06-6231-1821

FAX 06-6231-1824

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等にもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。